

「ホテルギフト券」の利用終了及び 払戻し実施のお知らせ

「ホテル日航金沢」(発行者:株式会社モス)が発行する**有効期限のない「ホテルギフト券」**につきましては、令和3年4月30日(金)をもちまして利用を終了させていただきます。資金決済に関する法律第20条第1項等の規定に基づき、払戻しを実施させていただきます。

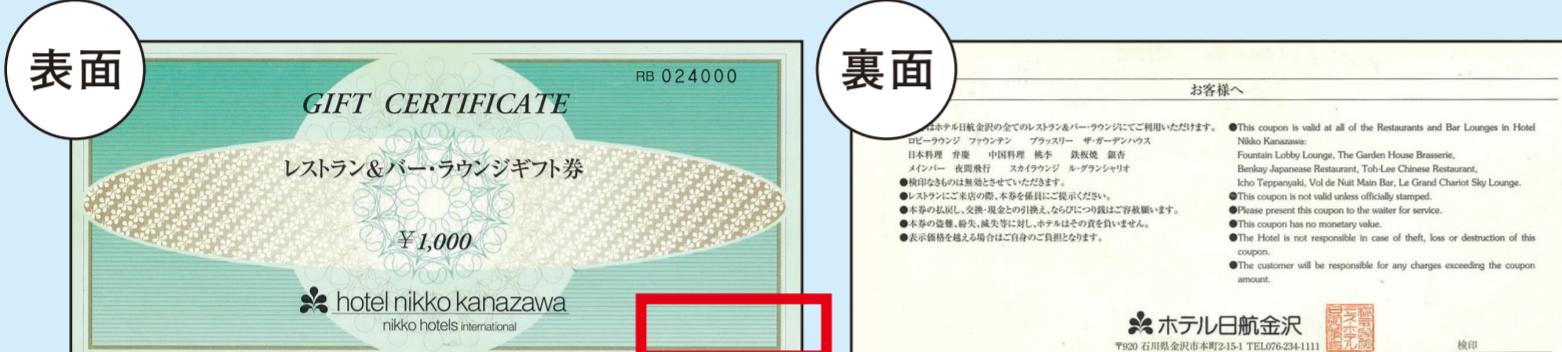
未使用の「ホテルギフト券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただかず、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 ご利用終了及び払戻し対象となるホテルギフト券

(1) レストラン&バー・ラウンジギフト券

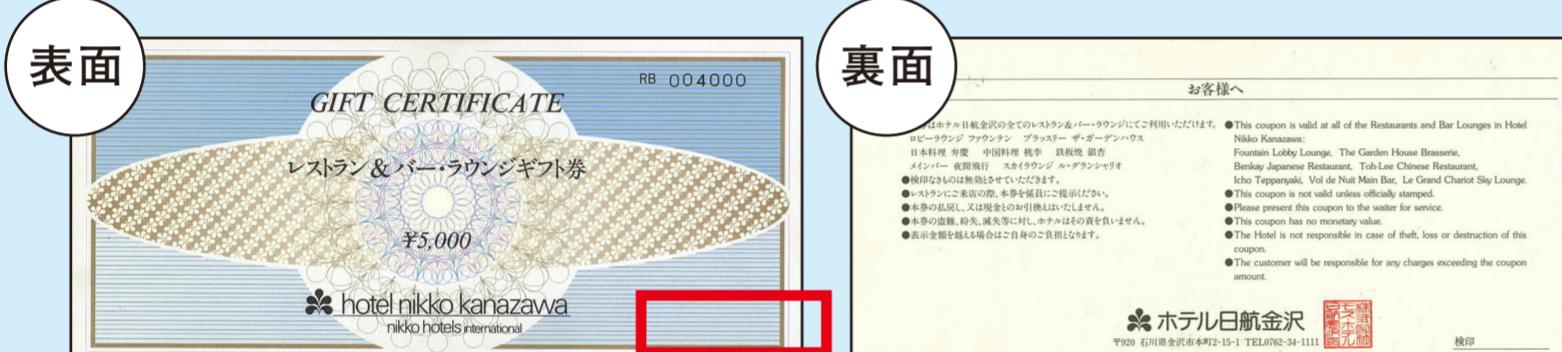
1,000円券、5,000円券、10,000円券で、表面右下に有効期限の記載がないギフト券

●レストラン&バー・ラウンジギフト券 1,000円券



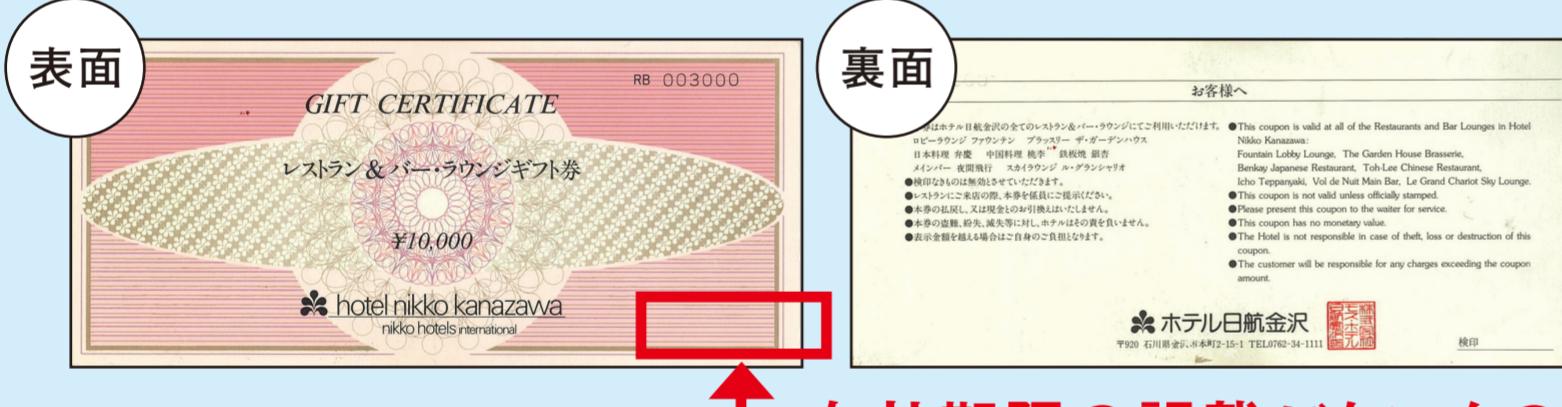
↑ 有効期限の記載がないもの

●レストラン&バー・ラウンジギフト券 5,000円券



↑ 有効期限の記載がないもの

●レストラン&バー・ラウンジギフト券 10,000円券

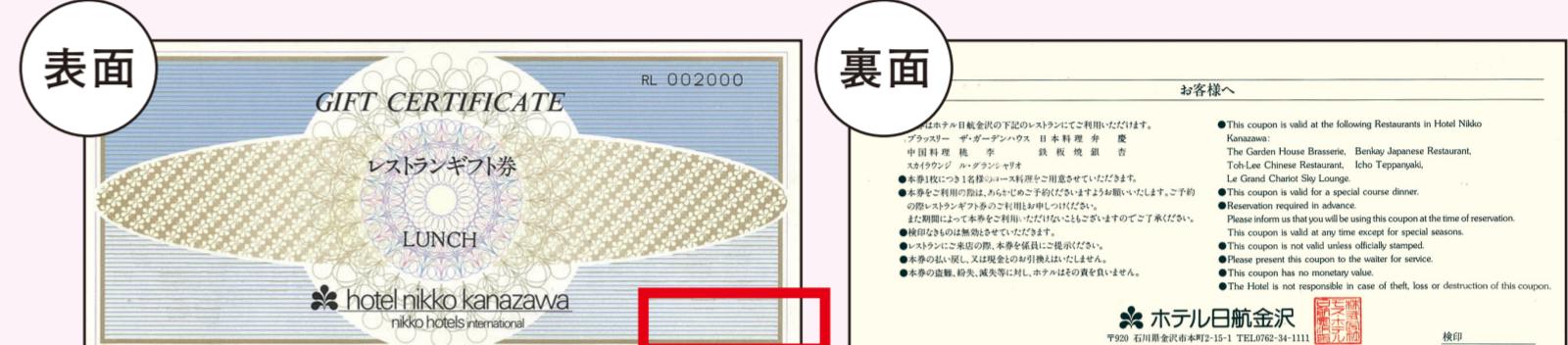


↑ 有効期限の記載がないもの

(2) レストランギフト券

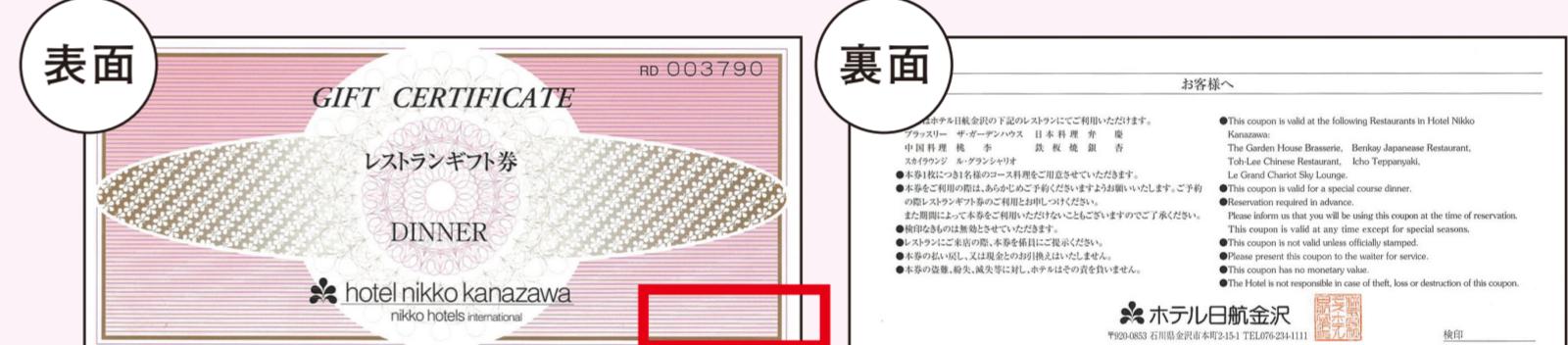
LUNCH券、DINNER券で、表面右下に有効期限の記載がないギフト券

●レストランギフト券 LUNCH券



↑ 有効期限の記載がないもの

●レストランギフト券 DINNER券



↑ 有効期限の記載がないもの

2 ご利用終了日

令和3年 4月30日(金)

3 払戻しの申出期間

令和3年 5月1日(土)～令和3年 7月31日(土)

*上記払戻し期間内にお申し出がない場合、当該払戻し手続きから除外されますので、ご注意願います。

4 払戻しのお申し出方法及び払戻し方法

当社に未使用の「ホテルギフト券」をご持参ください。確認のうえ、その場で現金で払戻しいたします。

※受付時間：午前10時～午後4時まで(土、日、祝日は除く)
※時間外にフロント・各レストランキャッシャーでは払戻し手続きはいたしかねます。

«ご持参になれない場合»

ギフト券を持参できない場合は、**5**に記載の問合せ先宛に、未使用のギフト券と「①ご住所・②ご氏名・③日中連絡可能なお電話番号」を明記したメモを同封のうえ、簡易書留郵便にてご郵送ください。券面額に郵送代金を加えた金額を現金書留にて郵送する方法で払戻しいたします。

ご希望があれば、同封メモに「④振込先金融機関名・⑤支店名・⑥預金種目・⑦口座番号・⑧口座名義人(フリガナ付)」を追加して記載いただくことで、同様の金額をご指定の口座に振込む方法での払戻しもいたします。振込手数料は当社が負担します。

なお、郵送でのお申し出の場合は、払戻し期間最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

5 払戻しに関する問い合わせ先

株式会社モス「ホテル日航金沢」経理課

〒920-0853 石川県金沢市本町二丁目15番1号

電話番号 076-234-8809 (経理課直通)

以上